

平成22年6月末現在、東京都行政書士会会員で、入国管理局（以下「入管」という）の申請取次証を保持している行政書士は約1,649人いる。外国人からさまざまな相談を受けるという業務の性質上、「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）、国籍法、国際私法等に精通している会員も多い。しかし、その申請先行政機関は、在留資格に関しては入管、国籍に関して法務局と、専ら2つの官庁だけに出入りしている行政書士がほとんどである。

そんな中で、家庭裁判所（以下「家裁」という。）を舞台に活躍している行政書士もいる。正確に言えば行政書士としてではなく、その語学力を活かして、通訳人として家裁で外国人申立人に同席するのだが、ここで行政書士ならではの法律知識が役に立つ場面も多いという。家裁での豊富な通訳経験を持ち、昨年6月に任意団体「多言語行政書士協会」を立ち上げた、東京会千代田支部中村和夫会員にインタビューを行った。

また、語学力を持つ行政書士が今後どのように活躍の場を広げてゆけるかという点についても、行政機関としての視点から、弁護士梶村太市先生、杉並児童相談所の木全（きまた）玲子所長（2010/10当時）にもお話をうかがった。

● 具体的事例～中村和夫会員◆

事例1. 子の引渡し（母（日系人）に）調停事件

数年前母は父から母に親権者変更調停の申立てをしたが、家裁の調査によりブラジル法では父母双方に親権があることがわかり、家裁側は調停取り下げを母に求め、母は理由も分からず取り下げをさせられていた。数年後母から相談を受け、親権ではなく監護権の変更を望んでいること、DV絡みのデリケートな案件であり、早急な子の引き渡しが必要であることがわかった。そこで知人弁護士を代理人として子の引き渡し調停を申し立て、自身は通訳として全ての調停に同席した。父のDVにより子から母に助けを求める電話がたびたびあり、新年早々父から子へのDVの結果、子が飛び出し、母が子を奪取する形となり、その結果を家裁が追認、子の引渡し調停の申立ては取り下げる形で決着をみた。

事例2. 就籍許可申立 調査能力の証明

不法残留の子が本邦に居ることから、入管はその親であり来日していた日系2世の老父の在留資格変更（短期滞在から日本人の配偶者等（日本人の子）へ）を不許可とした。が、旧々国籍法による国籍回復が理論的には可能であり、法務局へ申請すれば許可される可能性が高い案件であった（1950年6月30日まで旧々国籍法は有効。）しかしながら、同じ法務省内部で異なる見解が出される可能性は低いと考えられたため、司法機関である家裁への就籍許可申立を選択することを依頼人に勧めた。

在留資格が認められなかった老父はやむなく帰国せざるを得ず、知人弁護士を代理人として就籍許可を申し立て、事件関連資料及び翻訳は自身が準備した。追加資料の提出や書面によるヒアリングなどの審理の結果、数ヶ月後に無事就籍許可の審判が下った。

◆こんなに役立つ行政書士知識～中村和夫会員

1. 国や文化、法律の違い等知識の活用

事例1の場合、ブラジル法では共同親権が一般的であり、母が最初に相談してくれていれば最初から監護権変更の申し立てをすることができた。

日本では母が子を連れ出し、それを家裁が追認することが多いとされ、アジア系以外

の外国人は子を連れ出すことは拉致であるという認識があり、裁判所のお墨付き無しに子を連れ出そうとする考え方がそもそも存在しない。今回はたまたま子が飛び出したことから早期に解決したが、そうでなければ早期解決は難しかった。

調停制度という、裁判所における協議制度自体が世界では珍しいことから、本国で調停調書を有効にするためには、最後に「本調停調書は確定判決と同一の効力を有する」の文言を付記してもらうことがポイント。

2. 法律知識を背景にした通訳

かなり日本語が話せる申立人でも、調停で使われる言葉が理解できず不安を感じている場合が多い。さらに通訳に法律知識があるかないかで、通訳される内容が全く異なってしまう場合が多々ある。例えば「Detention」という単語は、刑事訴訟法上の「勾留」と入管法上の「収容」との意味で使われるが、実際その中身は全く異なる。入管では多くの物品の差し入れ、面会での外国語の使用、多少の娯楽や運動が可能であり、公衆電話による外部への電話もかけられる。ところが、警察に勾留された場合このような行為は一切認められていない。

3. 必要十分な立証書類収集

事例2のように、裁判では精確な立証証拠の提出が求められる。疑うことが仕事のような入管に対し、常に疑われる余地がないほどの立証資料を出すよう心がけており、どこの何を探してほしいかを依頼人に提案できる。日系人の立証書類の例として、当該国軍の兵役手帳、社会保険証、ローカル警察の住民登録原票、現地外務省の外国人登録一覧データ等。また日本国外務省の旅券発給状況、JAICAの出身県別かつ移民船名別のデータ。その他、現地警察の登録資料、カトリック教会の洗礼証明書。婚姻証明書の資料等がある。

4. 複数の選択肢の提示

事例2のように入管から不許可判断があった場合、依頼人にとってどのような選択肢があるのかを正しく伝えられることは大変重要である。今回のケースでは、不許可理由が本人の日系性疑義以外の理由であったために入管への再申請は考えられず、①行政訴訟としての取消訴訟（裁判）②行政手続による国籍取得（法務局）③就籍許可申立（家裁）という3つの選択肢が考えられたが、①は経済的負担が大きく、勝訴に至らない可能性も大、②が最も経済的負担が少ないが、同じ行政庁内で異なった判断を出さない危険性があった。したがって、③の就籍申立という司法判断（旧々国籍法による国籍回復が可能であるという知識を持つ人は少ない）、それも非訟事件による選択肢を勧められるかどうかは重要なポイント。

◆ 多言語行政書士協会とは ◆

I. 多言語行政書士協会設立の目的と理由

東京都内にある行政機関の窓口や小中学校、あるいは児童相談所などの施設で外国人との意思疎通が上手くできない場合に、行政機関からの要請を受けて、電話等による通訳として仲立ちを行い、行政手続がスムーズに進められるよう協力することを目的として、平成21年6月、行政書士で外国語を得意とする有志により、設立された。

II. 多言語行政書士協会の活動内容

以下のような活動を行っている。

1. 在留資格変更・更新時の必須書類である課税納税証明書の取得等について役所から電話があった場合、無料で通訳する

2. 児童相談所から依頼があれば、電話通訳をしたり通訳として出向いたりする
3. 小学校での電話による通訳

今年8月現在、会員数21名。タイ語、タガログ語、その他の通訳を随時募集中。
多言語行政書士協会<http://www11.ocn.ne.jp/~language/>

● 離婚、養子縁組等で活躍の場も～梶村太市先生 ◆

I. 家裁における問題点

1. 家裁における涉外事件は特に、東京、横浜、茨城、群馬など首都圏を中心に増加してきている。その際、特に甲類審判（[失踪宣告](#)、子の氏の変更許可、[養子縁組](#)の許可、[相続放棄](#)申述の受理、氏又は名の変更の許可など紛争性が希薄で当事者間の合意による解決は考えられず、専ら審判のみによって扱われる事件）が多いが、外国法の調査、準拠法、管轄の調査に時間がかかる。中国、韓国、英米は、事例が蓄積されてきて概ね対応できるが、中南米、東南アジアが十分把握できない。家裁では予算、人材とも不十分で個別ケースに追われて、体系化する必要性は感じているがすぐには難しい。在日大使館に聞くこともあるが、大使館も全ての法改正を把握しているわけではない。最高裁や大学図書館も万全ではない。
2. 当事者に言葉が通じない。通訳も東南アジア、アフリカ、イランは不足。通訳は通じていないこともあるが、本人だけでも肝心な点に通じれば良しとするしかない場合もある。

II. 通訳兼行政書士が活躍する可能性

外国語ができて法律知識もあるとなれば、離婚調停、甲類審判の養子縁組、就籍許可審判等で活躍の場はある。家裁としては通訳として実績があるかどうか重要。何語、何法は誰が得意というリストを作ってPRすれば良いのでは。

また、調停委員、家事審判の参与員となるという方法もある。参与員とは人事訴訟や審判手続の際に、専門知識を駆使して裁判官が参考とする意見を述べる非常勤の裁判所職員（平成17年現在、全国で約7,200人）。現在は、国際私法や戸籍関係に詳しい学者や法務省OBになってもらっている。**事件数も乙類事件より甲類事件の方が圧倒的に多く、参与員の出番も多い**。調停委員、参与員は予算化されているので手当ても出る。行政書士の皆さんも実績を上げていけば、審判の参与員や調停委員に選任される可能性があると思う。訴訟に持っていく前に家裁を利用できることは多々あるので、どんどん家裁を活用してもらいたい。

● 行政書士に期待～木全杉並児童相談所長(2010/10当時) ◆

I. 児童相談所（以下「児相」という）の現状と問題点

児相とは虐待だけでなく、18歳未満のあらゆる相談に応じる場所で、主に法的対応が必要な案件、複雑・専門的な案件に対応している。外国人の相談件数は増加傾向にあり、平成15年度以降東京都では800件前後で推移。平成20年度の東京都全相談件数23,776件のうち、外国人相談は813件（うち虐待相談件数231件）と約3.4%。国籍別ではフィリピン、中国、韓国がベストスリー。外国人が多い新宿、世田谷、杉並の各区を抱えている児相では、増加する外国籍の方への対応を迫られている。平成17年に『外国籍児童の相談の手引』を作成し、入所案内や入所同意書などの各国語サンプルを揃えている。

児相が抱える問題点として以下3点があげられる。

- 面接における意思疎通が困難
- 文書でのやり取りも翻訳の時間が必要なことから相当の時間がかかる
- 通訳・翻訳者の確保が困難

通訳は日常会話レベルでは足りず、児童福祉法の下地が必要。通訳の力量がさまざまなので、親が通訳を信じないケースもある。NPOなどもあるが、欲しい言語（タガログ語やタイ語）とマッチしない。

児相としては行政処分行為の前に、その法的処分内容が十分に本人に伝わっているかどうかという不安が常にある。デリケートな案件だけに日本人と同じように理解、納得してもらいたいし、子ども安心して施設に入るなどしてほしい。

II. 行政書士や多言語行政書士協会に期待すること

児相ではデリケートな案件ばかりを扱うため、守秘義務は最低限必要である。その点、行政書士法で守秘義務が課されている行政書士は、あらかじめ大きなハードルをクリアしていると言える。また、児童福祉法の下地が必要と言ったが、児童福祉法に関しては児相で研修が可能。それよりも法律知識があること、特に入管法の知識があると安心である。仮放免中、また犯罪を犯している親もおり、親自身も行政書士の手助けは安心ではないか。

現在は外国籍の方の案件については専門の学識経験者の方に相談し、助言を受けながら対応しているが、今後在留資格専門家としての行政書士に期待している。児相に来てもらう場合、規程により費用の支払いもできる。
(広報部 武田敬子、梶原恭子)